

2020年10月7日

学生のみなさま
保護者のみなさま

一部対面授業の開始について

高崎商科大学
高崎商科大学短期大学部
学長 淵上 勇次郎

みなさまには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴い、前期授業より不自由な学修を余儀なくされ、健康面・精神面・経済面・社会面でのご不安を拝察し心よりお詫び申し上げます。

さて、本学では前期の6月後半よりキャンパスの入構制限を解除し、一時的に対面授業を実施いたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症が再度拡大し、感染者が増加したことを受け、7月後半にはやむを得ず対面授業を断念いたしました。その後、状況の注視を継続して行っており、後期授業についても原則遠隔での授業としてスタートを切ったところです。

群馬県では、感染拡大に伴い8月15日（土）に警戒度を「1」から「2」に引き上げました。市中感染拡大を懸念し、十分な注意を呼び掛けていますが、県立学校等に対しては通常登校を継続することとしています。本学でも後期時間割を一部対面授業が実施可能な状態に組みなおす、検温体制を確立する、手指消毒液の十分な在庫量を確保する、各教室のコロナ禍における最大定員のシミュレーションを行うなど、出来得る限りの対策は講じてまいりました。その結果、後期は十分な感染症予防対策を講じた上で学生のみなさまの学修機会確保が両立できると判断し、下記のとおり 10月19日（月）より一部対面授業を開始することといたしました。

つきましては、対面授業再開にあたっての諸注意や対応ガイドラインを示しますので、十分に内容を確認いただき、学生のみなさまや教職員を含めた全員が配慮ある行動をとり、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。学生のみなさまおよび保護者のみなさまにご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 対面授業の開始：

10月19日（月）より学科別で一部対面での授業を開始いたします。対面授業に当たっては、公的ガイドラインにのっとり安全措置を講じます。受講者間の距離を概ね1メートル以上とし、使用不可の座席を設け、学生及び教職員はマスク着用を必須といたします。

対面での授業日は以下のとおりといたします。

大学 商学部 商学科 : 毎週月曜日と水曜日

大学 商学部 経営学科 : 毎週月曜日と水曜日

大学 商学部 会計学科 : 毎週木曜日

短大 現代ビジネス学科 : 毎週火曜日

※大学院については指導教員の指示に従い、対面授業を行ってください

上記対面授業日は学科別に分かれているのみであり、全学年が対象です。今回は学科を分け、極力接触機会が少ない環境を構築してのスタートといたします。その他の曜日につきましては、履修者の多さにより、十分なソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保したうえでの対面授業実施が困難であるため、引き続き遠隔での授業実施といたします。学生のみなさまの安全を最優先に考慮した結果であることをご理解いただければありがたいです。

2. 諸注意やガイドライン等について

以下に示す諸注意やガイドラインを再度 A-Portal のメッセージより通知しますので、必ず熟読し、感染予防に努めてください。

- ・対面授業開始のガイドライン（2020年10月7日改定）
- ・TUC 警戒度別活動基準（2020年6月4日制定）
- ・新型コロナウイルス感染予防 Guide（2020年10月1日改定）

3. 特別な事情のある学生について

基礎疾患等、持病のある学生で新型コロナウイルス感染症に罹患することが大きなりスクとなるため通学できない場合や、その他通学が困難な場合は、10月14日（水）までに必ず事務局教学課に連絡をお願いいたします。

4. その他留意事項

- ・感染症予防対策のため、学生のみなさまはマスクの着用を必須とします。マスク着用がない場合は、キャンパスへの入構ができませんので、ご注意ください。
また、不特定多数の方のキャンパス入構を制限するため、正門内守衛室にて学生証の提示をお願いいたします。
- ・自宅を出る前に必ず検温を行ってください。発熱や咳、だるさ等の風邪の症状がある場合は、入構できません。体調が万全でない場合は、無理せず登校を控えてください。
また、過去14日以内に、同居する家族が発熱等新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があった場合や、感染が確認された場合には、入構できません。どちらの場合でも必ず大学事務局に連絡をしてください。
- ・1号館1階入口と2号館1階入口に検温・消毒スペースを設置します。全員が検温を行い、手指消毒を徹底してください。異常がある場合は必ず事務局に来てください。

- ・授業内や課外活動におけるフィールドワークは感染症予防対策を十分に講じた上で、教職員管理の下、慎重に実施いたします。
- ・部活動やサークル活動については、責任者が健康講習会を受講し、十分な感染症予防対策を講じることを条件に活動を認めます。

以上